官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十九日

北海道開発局長　坂場　武彦

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百七十八号
㈢ 占用を制限する区域	函館市尾札部町一八三五番一から同市尾札部町一八三五番一地先まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
㈤ 占用を制限する理由	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年六月十九日
㈦ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局函館開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十九日

北海道開発局長　坂場　武彦

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百二十七号
㈢ 占用を制限する区域	北海道檜山郡厚沢部町字上の山六七番三から同町字上の山六六番五まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年六月十九日
㈦ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局函館開発建設部

労働

国家試験

第40回管理栄養士国家試験の施行

栄養士法（昭和22年法律第245号）第５条の２の規定に基づき、第40回管理栄養士国家試験を次のとおり施行する。

令和７年６月19日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験地　北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

2　試験期日　令和８年３月１日（日曜日）

3　試験科目　管理栄養士国家試験の試験科目は、次のとおりである。

ア　社会・環境と健康

イ　人体の構造と機能及び疾病の成り立ち

ウ　食べ物と健康

エ　基礎栄養学

オ　応用栄養学

カ　栄養教育論

キ　臨床栄養学

ク　公衆栄養学

ケ　給食経営管理論

4　受験資格

(1)　修業年限が２年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、次のアからオまでに掲げる施設において令和７年12月５日（金曜日）までに３年以上栄養の指導に従事した者

ア　寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの

イ　食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設

ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第１項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園

エ　栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関

オ　アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

(2)　修業年限が３年である栄養士養成施設（(5)に該当する養成施設を除く。）を卒業して栄養士の免許を受けた後、(1)のアからオまでに掲げる施設において令和７年12月５日（金曜日）までに２年以上栄養の指導に従事した者